



7月4日に鹿島台保健センター(鹿島台地域)で開催された住民懇談会

平日夜間救急診療  
夜10時まで!

# 10月1日から 救急医療体制が変わります

## ～救急医療体制基本方針まとまる～

今年3月9日に大崎市医師会から、病院の当番制により平日（月曜日から土曜日まで）夜間に行っている救急医療について、その継続が困難になったとして要望書が提出されました。市では、市民の健康と命を守る緊急課題として、要望の実現可能性や課題について、外部有識者からの助言や住民懇談会での市民皆さんの意見などを踏まえ検討を行ってきました。このほど基本方針がまとまりましたので、その内容をお知らせします。

健康推進課保健・地域医療担当 ☎ 23-5311

### 救急医療の現状

平日夜間における病院の当番制は、大崎市民病院の救命救急センターが、本来の機能である重篤患者の治療に専念できるよう、軽症患者の受診を減らすため、平成六年に当時の古川市医師会の配慮により始まりました。

地域医療を取り巻く環境の変化や医師、看護師が不足する中、当番病院では、懸命の努力により夜を通して救急医療を行ってきました。しかし、乳児などの専門外の患者が増加し、さらには「翌日は仕事があるから」「夜の方が空いているから」といった自己都合によるコンビニ受診患者の増加も重なり、当番病院がこれまでと同じように救急医療を続けていくことは困難な状況となりました。

### 大崎市医師会の要望事項

こうした現状により、大崎市医師会から次の三つの要望がありました。

#### ① 行政主体による夜間急患

センターの設置を検討すること。

② 診療時間を今年の十月から午後十時までに短縮すること。

③ 医師・看護師などが対応する夜間相談窓口を設置すること。

### 救急医療体制基本方針

平日夜間における急な病気やケガなどに対する市民の不安を解消し、救命救急センターが本来の機能である重篤患者の治療に専念できるようにするため、これまでどおり市民が急病時などに適切な医療を受けることができる診療体制を整備します。

#### 一、夜間急患センターの整備

平日夜間の病院の当番制に代えて、平成二十六年四月の開設を目標に夜間急患センターを整備します。

夜間急患センターの設置場所は、広く市民に周知されている現在の救命救急センターとし、平成二十六年一月に開院を予定する新大崎市民病院本院への移転後

に改修します。

#### 二、夜間救急電話相談の実施

夜間急患センターを整備するまでの間、夜間や休日の急な病気やケガなどの相談に対応するため、十月から大人向け夜間救急電話相談を実施します。

#### 平日夜間の救急診療は夜十時まで

十月一日から夜間急患センターを設置するまでの間は、月曜日から土曜日までの夜間の当番病院による救急診療は、午後十時で終了します。

救命救急センターは、命に係わる重篤な患者を三百六十五日二十四時間体制で受け入れる医療機関です。

風邪や打撲などの軽症の人が救命救急センターに来院することにより、一刻を争う重篤患者への対応が遅れる恐れもあります。救命救急センターは、救急車での搬送や他の医療機関からの転送による重篤な患者を診ることになっていきます。直接来院することは控えてください。

そのためには普段から次のことを心がけましょう。

- ・できるだけ日中に受診するようにしましょう。
- ・体調の悪いときは早めに受診するようにしましょう。
- ・家庭用常備薬を備えておきましょう。

症状やけがの程度により対応に困ったときは、夜間救急電話相談にご相談ください。

住民懇談会に参加した皆さんの意見を紹介します

☆医師や看護師の厳しい勤務状況と患者の受診マナーの問題が理解できました。多くの市民にこの現状を伝えて欲しいと思います。

☆救急医療を利用したことがあるが、住民懇談会での説明から電話相談でも良かったと思いました。

☆症状により軽症なのか、重症なのか判断できない場合はどうしたらよいのでしょうか。



## 救急医療を正しく利用しましょう

### ■ 平日夜間の救急対応

- 【軽症の場合】**  
・風邪、打撲など
- 【対応がわからない場合】**  
・応急処置の仕方がわからない  
・様子を見ていいのかわからない  
・救急車を呼んだ方がいいのかわからない など迷ったとき
- 【重症、重篤の場合】**  
・大量に出血している  
・意識がない  
・けいれんが止まらない  
・激しい頭痛、腹痛が治まらない

**救急当番医へ**  
ただし、すぐに受診なくてもよい場合は、家庭用常備薬の服用や応急処置などで様子を見て、翌日かかりつけ医などの医療機関を受診

**夜間救急電話相談へ相談**  
受付時間：19:00～翌朝 8:00  
**【大人向け（15歳以上）】**  
☎ 0229-23-6233（10月1日から）  
**【子ども向け（15歳未満）】**  
☎ # 8000（既に実施）  
ダイヤル式、PHSなどで# 8000が使えないときは☎ 022-212-9390

**119番に通報**  
救急車による搬送

### ■ 10月からの救急診療時間

区分	診療時間
月～金曜日	18:00～22:00
土曜日	13:30～22:00
日曜日、祝日 年末年始	9:00～17:30 18:00～翌朝 7:30

※当番の医療機関については、広報おさきの「平日夜間・休日の救急当番医」を確認ください。